



# 島根県報

平成26年5月2日（金）

第2,593号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業計画の決定	（       "      ）	2

### 【公 告】

島根県庁舎LED照明器具の調達に係る提案競技の実施	（管 財 課）	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	（環境生活総務課）	6
平成26年度製菓衛生師試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	7

### 【人委告示】

平成26年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施		8
平成26年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験の実施		12

**告 示****島根県告示第300号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市土地改良区の定款変更を平成26年4月24日付  
 けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第301号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項  
 の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申  
 立てをすることができる。

平成26年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
中里地区用排水施設事業（県営農村地域防災 減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	海士町役場
八尾川以南地区用排水施設事業（県営農業水 利施設保全合理化事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場

**公 告**

島根県庁舎LED照明器具の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成26年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 名称

島根県庁舎LED照明器具の調達

## (2) 入札案件の仕様等

別に定める「島根県庁舎LED照明器具調達仕様書」による。

## (3) 賃貸借期間

平成26年10月1日（水）から平成36年9月30日（月）まで

## (4) 設置期限

平成26年9月30日（火）

## (5) 設置場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎

島根県松江市殿町128番地 島根県庁東庁舎

## (6) 提案価格の上限額

42,900,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

月支払上限額 357,500円（消費税及び地方消費税を除く。）

## 2 提案競技参加資格

提案競技に参加する者は、次の要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人又はその他の使用人として使用する者でないこと。
- (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、5の(2)アの提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (10) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「14 借入品類」中分類「(6) 電気通信機器」又は「(9) その他」に登載されている者であること。

## 3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

### (1) 配布場所

島根県総務部管財課施設管理グループ（島根県松江市殿町1番地 島根県本庁舎4階）

### (2) 配布期間

平成26年5月2日（金）から同月15日（木）までの間（閉庁日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、平成26年5月15日（木）は、午前9時から午前10時までとする。

### (3) 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

### (4) 提案競技説明会の開催日時及び場所

#### ア 開催日時

平成26年5月16日（金）午前10時から

#### イ 開催場所

松江市殿町2番地 島根県庁第二分庁舎 別館2階 会議室

### (5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

タウンプラザしまね（島根県市町村振興センター） 5階

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5683

ファクシミリ 0852-22-6171

#### 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部
- (3) 財務諸表 1部
- (4) 担当者届 1部
- (5) 提案書提出書 1部
- (6) 提案書 8部
- (7) 関係業者一覧 8部
- (8) 設置器具届 8部
- (9) 見積書 1部

#### 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

##### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

##### (2) 提出期限

ア 4の(1)から(4)までの書類については、平成26年5月30日（金）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

イ 4の(5)から(9)までの書類については、平成26年6月9日（月）午後1時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後1時までに必着のこと。）

##### (3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課施設管理グループ

電話 0852-22-5048

ファクシミリ 0852-22-6037

電子メール kanzai@pref.shimane.lg.jp

#### 6 提案競技に係る質問書について

質問は、平成26年5月21日（水）午後5時までに質問書を電子メールにより提出すること。

- (1) 提出先 5の(3)に同じ。
- (2) 質問に対する回答は、平成26年5月26日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

#### 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成26年6月3日（火）付けで、郵送にて通知する。

#### 8 選定方法

- (1) 島根県庁舎LED照明器具の調達提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
  - ア LED照明器具のコストパフォーマンス
  - イ 施工方法

## ウ 維持管理の内容

- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による書面審査及びヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。なお、参加者が多数の場合は、評価基準に基づく書面審査のみにより5者程度を選出し、ヒアリングを実施する。
- (5) ヒアリングの日程については、平成26年6月12日（木）を予定しているが、実施日時等については該当者にのみ別途通知する。

ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

## (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

## (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 支払方法

契約予定者との協議事項とする。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技並びに契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

## 12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

## 13 Summary

## (1) Contents of the proposed name :

Details :

Procurement of Shimane Prefecture Government building LED lighting equipment

Period of Lease :

From October 1, 2014 To September 30, 2024

Desired Date of Completion :

September 30th, 2014

Location of Installation :

Shimane Prefectural Government Main Building 1, Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken

Shimane Prefectural Government Branch Building 1, Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken

Shimane Prefectural Government Eastern Building 128, Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken

## (2) Deadline for submission of proposal documents :

13:00, June 9th, 2014

## (3) Contact point for the notice :

C/O Property Division, Department of General Affairs of Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501

Telephone : 0852-22-5048

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月2日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 申請のあった年月日

平成26年4月21日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ふきのとう

## 3 代表者の氏名

伊藤 正幸

## 4 主たる事務所の所在地

島根県仁多郡奥出雲町横田1128番地28

## 5 定款に記載された目的

この法人は、児童及び障害者に対して障害者福祉サービス事業に関する事業を行い、全ての人々が豊かに暮らせる地域社会づくりと福祉の推進に寄与するところを目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

変更後の定款及び定款の変更部分の新旧対照表

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

## 7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁第三分庁舎1階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎 1 階）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成26年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成26年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

平成26年 7 月 9 日（水）

午前10時30分から午後0時30分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 大会議室

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法

(1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

ア 県内居住者は、平成26年 5 月 2 日（金）から同年 6 月 5 日（木）までに住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ 県外居住者は、平成26年 5 月 2 日（金）から同年 6 月 5 日（木）までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成26年 6 月 5 日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めた者には、受験票を送付する。

受験票が平成26年 7 月 2 日（水）までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）。

7 合格者の発表

平成26年 8 月 8 日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

8 その他

(1) 受験手続その他試験についての問合せは、保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町128番地 電話 0852-22-6487）にすること。

(2) 平成25年度の試験問題及び解答については、島根県県政情報センター（松江市殿町1番地 県庁第三分庁舎1階

電話0852-22-6139) 及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

## 人 事 委 員 会 告 示

### 島根県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成26年度島根県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施する。

平成26年 5 月 2 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 1 受付期間

平成26年 5 月 7 日（水）から同月27日（火）まで

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、5月27日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、5月23日（金）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

#### 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
行政	21名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
化学	4名	島根県の諸機関に勤務し、環境行政及び廃棄物行政等の事務又は環境に関する試験研究に従事
心理	3名	島根県の諸機関に勤務し、児童、家族又は障がい者の支援に関する心理診断・指導・相談等の業務に従事
児童福祉	4名	児童相談所、児童自立支援施設（わかたけ学園）等に勤務し、児童相談や児童の生活・スポーツ指導等の業務に従事
農業	10名	島根県の諸機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術の普及指導等の業務に従事
畜産	3名	島根県の諸機関に勤務し、畜産の振興、畜産技術の普及指導等の業務又は試験研究に従事
林業	7名	島根県の諸機関に勤務し、林業に関する知識・技術の普及指導、試験研究、治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事
水産	3名	島根県の諸機関に勤務し、水産の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事
総合土木	26名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画や土地改良・農地防災等の調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
建築	3名	島根県の諸機関に勤務し、建築・住宅行政を推進するとともに、県有建築物に関する企画・設計・施工管理等に従事
機械	3名	島根県の諸機関に勤務し、建築物の機械設備に関する設計・施工管理、下水道終末処理場等の機械設備の運転・保守管理等の業務に従事
電気	5名	島根県の諸機関に勤務し、建築物に係る電気設備等に関する設計・施工管理、発電所等の電気設備の運転・保守管理又は防災行政無線設備の管理等の業務に従事
警察事務	5名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事



情報処理	1名	島根県警察本部に勤務し、警察業務全般のシステムの企画、分析、設計、システム開発及び保守等に関する専門的業務に従事
少年補導	1名	島根県警察の諸機関に勤務し、少年の非行防止及び健全育成等の業務に従事

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。また、6月22日に別途実施予定の競争試験又は採用選考による試験との併願はできない。
- 2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。
- 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
全試験区分	次のいずれかに該当する者 ア 昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 イ 平成5年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者

ただし、次の試験区分を受験する者については、それぞれ次の要件を満たす者に限る。

試験区分	資 格
児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は平成27年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「心理」及び「児童福祉」を除く。）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	平成26年6月22日（日） 受付時間 8：30～9：00 試験時間 9：30～17：00 （試験区分「行政」及び「警察事務」は9：30～16：30） ※試験区分「行政」の個別面接試験日	松江 島根大学（松江キャンパス）教養講義室棟2号館（松江西市西川津町） 浜田 島根県立大学（浜田キャンパス）講義・研究棟（浜田市野原町） 東京 明治学院大学（白金キャンパス）本館（港区白金台）	7月16日（水）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 ※試験区分「行政」の第1次試験個別面接試験対象者は6月27日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。
	平成26年7月8日（火）又は7月9日（水）のうち指定する1日 ※詳細は対象者に通知 （試験場 島根県職員会館又は島根県民会館）	大阪 貸し会議室大阪研修センター一江坂（吹田市江坂町）	
第2次試験	平成26年8月2日（土）～8月8日	松江 島根県職員会館	8月下旬に県庁前掲示板及び島根県人事

2 次 試 験	日（金）のうち指定する日 ※詳細は第1次試験合格の際に通 知	江 市	（松江市内中原町） 島根県庁会議棟 （松江市殿町）	委員会事務局ホームページに合格者の受 験番号を掲示するほか、合格者に結果を 通知する。
------------------	--------------------------------------	--------	---------------------------------	---

## 5 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目及び配点		内 容
第 1 次 試 験	教養試験	「行政」及び「警察事務」以外 (150点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一 式による大学卒業程度の筆記試験
		「行政」 (120点)	
		「警察事務」 (200点)	
	専門試験	「行政」、「警察事務」及び「情 報処理」以外 (150点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆 記試験
		「行政」 (60点)	
「警察事務」 (100点)			
「情報処理」 (150点)		専門的な知識及び能力についての択一式及び記述 式による筆記試験	
面接試験 (「行政」のみ) (120点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） ※択一試験結果の上位の者（概ね100名）を対象に7月8日又は7月9日に実施		
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） 試験区分「行政」は、討論型個別面接（提示したテーマについて、受験者に意見を述べ てもらい、その後、試験員から質疑を行う。）も行う。	
	論文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験 ※第1次試験日（6月22日）に実施	
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査	

- (注) 1 第2次試験において、試験区分「建築」については、「建築設計」の筆記実技試験（配点200点）も行う。  
2 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。  
3 試験区分「行政」については、最終合格者は第2次試験の評価のみで決定する。

## 6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
行政	○法律分野（20題）：憲法、行政法、民法、刑法、労働法 ○経済分野（20題）：経済学、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策 ○行政分野（9題）：政治学、行政学、社会政策、国際関係 ○その他（6題）：経営学、教育学 [55題中20題の選択解答]
警察事務	
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
児童福祉	社会福祉原論、児童福祉論、障がい者福祉論、社会福祉援助技術、発達心理学

農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利、土地改良、農業造構
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
情報処理	基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェクトマネジメント、サービスマネジメント
少年補導	社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査、社会福祉概論、児童福祉

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載された後、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成26年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）

試験区分	学 歴	年 齢	初任給月額
全試験区分	大学卒	22歳	171,890円

10 その他

「自己紹介書」は、面接試験受験に必要な書類であるので、下記提出受付期間中に島根県人事委員会事務局まで提出すること。

試験区分	対象者	受付期間
「行政」	第1次試験個別面接試験受験対象者	平成26年6月27日（金）から7月3日（木）まで
「行政」以外	第1次試験合格者	平成26年7月16日（水）から7月24日（木）まで

### 島根県人事委員会告示第3号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成26年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験を次のとおり実施する。

平成26年5月2日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 1 受付期間

平成26年5月7日（水）から同月27日（火）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。郵送による場合は、5月27日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、5月23日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

#### 2 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
経験者	行政	6名	島根県の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事
	総合土木	5名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画や土地改良・農地防災等の調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
地区別	一般事務 (石見地区)	2名	島根県の石見地区（大田市、江津市、浜田市、益田市、邑智郡、鹿足郡）の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事
	一般事務 (隠岐地区)	2名	島根県の隠岐地区（隠岐郡）の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事

(注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。また、6月22日に別途実施予定の競争試験又は採用選考による試験との併願はできない。

2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。

3 採用予定人員は、変更する場合がある。

#### 3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

##### (1) 年齢、資格等

試験の種類	年齢・資格等
経験者及び地区別	昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

##### (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	試験日	試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	平成26年6月22日(日) 受付時間 8:30~9:00 試験時間 9:30~14:30 (試験区分「総合土木」 は9:30~16:30)	松 島根大学(松江キャンパス) 教養講義室 江 棟2号館 市 (松江市西川津町)	7月4日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
		浜 島根県立大学(浜田 田 キャンパス) 講義・ 市 研究棟 (浜田市野原町)	
		東 明治学院大学(白金 京 キャンパス) 本館 都 (港区白金台)	
		大 貸し会議室大阪研修 阪 センター江坂 府 (吹田市江坂町)	
第2次試験	平成26年7月19日(土) 又は7月20日(日) ※詳細は、第1次試験合格通知により通知する。	松 島根県職員会館 江 (松江市内中原町) 市	8月下旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

(1) 経験者

区 分	試験区分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	行政	教養試験(40点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
		論文試験(60点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
	総合土木	教養試験(20点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
		専門試験(30点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
		論文試験(50点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
第2次試験	行政及び	面接試験(50点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
	総合土木	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

(2) 地区別

区 分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	教養試験(50点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による高校卒業程度の筆記試験

	作文試験 (50点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
第2次試験	面接試験 (50点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

## 6 受験手続

### (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」又は「地区別請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

### (2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」又は「地区別申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

## 7 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

## 8 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

初任給の例(平成26年4月1日現在)

試験区分	学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
経験者	大学卒	25歳	3年	191,255円
地区別	高校卒	25歳	7年	178,478円